

第1回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会 及び 第1回東毛交通圏タクシー準特定地域協議会（合同開催）

議 事 概 要

平成26年3月5日（水）

14:00 ~ 16:00

群馬県勤労福祉センター

1. 開会及び資料確認

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務理事）～

定刻となりましたが、開催の前に一点、御説明をさせていただきます。

先般、文書による協議をさせていただきましたとおり、当協議会の設立根拠となっております、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が昨年11月に改正となり、1月27日に施行されたところから、これに伴い、中・西毛交通圏及び東毛交通圏が、「準特定地域」として指定されたことから、今回を第1回と位置づけさせていただき、中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会及び東毛交通圏タクシー準特定地域協議会として、合同会議を開催致します。本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。また、先日は急な降雪のため延期となり、本日の開催に御協力いただきましたことを感謝申し上げます。

申し遅れましたが、私は、群馬県ハイヤー協会の専務理事を務めております、小島でございます。議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本協議会につきましては要綱において「原則として公開とする」とされておりまして、本日も公開とさせて頂いております。ご理解よろしくお願い致します。

～この後、事務局小島専務理事より資料の確認を行う～

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務理事）～

次に本日ご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところですが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係からお手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』にかえさせていただきます。

また、構成員に変更がございますが、後ほど要綱改正で協議をさせていただきますので、ご了承

承をお願いいたします。

2. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部改正について

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務理事）～

改正法につきましては、改正法施行日の平成 26 年 1 月 27 日前に各構成員の皆様には資料とともにご説明申し上げたところですが、本協議会につきましては、施行日前の 1 月 24 日付けで設置要綱を一部改正しまして、法律上の「みなし」規定の適用を受け、本日の準特定地域協議会として開催したところですが、協議に入る前に、今一度、改正法等について、ご説明を致します。

なお、改正法施行に伴いまして、今まで構成員でありました運輸行政担当者が外れましたが、本協議会の開催にあたりまして、オブザーバーとして群馬運輸支局に出席いただいております。改正法等の御説明につきましては支局よりお願いいたします。

～高橋哲哉（群馬運輸支局長）～

群馬運輸支局長の高橋でございます。平成 21 年 11 月の第 1 回開催以降、中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会及び東毛交通圏タクシー特定地域協議会として、いままで 8 回の協議会を開催いただき、地域のタクシーの適正化、活性化の推進につきましてご協議頂いたところであります。お陰様で適正化・活性化には一定の前進があったところですが、今般、改正法施行に伴いまして、運輸行政は構成員となることが出来なくなりましたが、今後とも、私どもとしましては、協議会には同席させていただき、情報の収集・整理・分析及び提供・助言等、運輸行政に求められる役割を積極的に果たし、協議会が適切に運営されるよう支援して参る所存であります。

今後とも、タクシーの地域公共交通としての役割は益々高まるものと考えております。地域の状況に応じ、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分発揮できるよう、地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、もって地域における交通の健全な発達を目指し、委員の皆様には、引き続き、協議会にご参画頂きますようお願いいたします。委員の皆様のご理解、ご協力を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、説明を当支局の首席運輸企画専門官の服部より説明致します。

～服部首席運輸企画専門官（群馬運輸支局）より、改正法の概要、協議会設置要綱のみなし規定適用について【資料 1】のとおり説明～

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務理事）～

ありがとうございました。

今、説明のとおり、準特定地域協議会として、本日第1回の協議会を開催した次第であります。引き続きまして、議事に入る前に、各交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱につきまして、今般の改正法施行及び施行に伴うガイドラインの改正によりまして設置要綱の一部改正を行いたく、引き続き事務局より説明させていただきます。

3. 各交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の一部改正について

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務理事より【資料1】のとおり説明）～

なお、東毛交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱について、構成員について協議頂きたい内容があります。「地域住民の代表」として、「笠原進一」さまにつきまして、役職を退かれたことから、同組織の後任として「高瀬 増男」さまに参画していただくことを事務局として提案させていただきます。こちらについても併せて改正を行いたいと考えておりますので、皆様方のご承認を頂きたいと存じます。

なお、本日欠席の構成員の皆様からは、本件及び本日の議事につきましては、会長あてに委任をして頂いていることを申し添えます。では、皆様にお諮りしたいと思います。異議はございませんでしょうか。

「異議なし」

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務理事）～

ありがとうございました。改正後の設置要綱につきましては、後日、各委員の皆様にご送付させていただきます。また、本来であれば、新構成員となりました「高瀬増男」様からご挨拶を頂くところですが、本日は所用につき欠席とのことですので。

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務理事）～

本日の協議会につきましては、構成員の過半数のご出席をいただいておりますので、ただ今ご承認をいただきました各交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第15項に基づき、成立しておりますことをご報告申し上げます。

会長の選出について

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務理事）～

次に協議会の会長につきまして、ご説明いたします。改正前は、関東運輸局長又は、その指名するものとして群馬運輸支局長が構成員となり、また、互選により、会長を務めて頂きましたが、先ほどの説明のとおり、運輸行政が構成員から外れた事に伴いまして、会長の互選をお願いします。

事務局提案と致しまして、両協議会の会長につきましては、前回まで座長を務めて頂いておりました、高崎経済大学の大島先生にお願いしたいと存じますが、異議ございません

でしょうか。

「異議なし」

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務理事）～

ありがとうございました。

それでは早速ですが、大島会長より一言ご挨拶をお願い致します。

～大島会長(高崎経済大学経済学部教授)～

ただいま、御紹介頂きました高崎経済大学に勤めております大島と申します。学生の頃より群馬を中心とした地方の公共交通、路線バスや地域鉄道・タクシーも含め研究をしてきました。地方の公共交通事情が厳しい中で、公共交通機関が互いに頑張ってきた事を肌で感じている次第であります。また、過日は協議会が大雪の為延期になり、タクシー事業者の方も含め大変ご苦労なされたのではないのでしょうか。あらためて御礼申し上げます。

また、今回の大雪でタクシーを待つ行列が出来ておりました。厳しい状況の中でもタクシーが信頼されている、また一つの大きなビジネスチャンスになるのではないかと感じました。また、前回まで座長という立場にあり、公平かつ客観的に取りまとめていくという認識でおりましたが、今回より会長に任命され、協議会内容をしっかりと把握していかなければならないと認識しております。今まで研究してきた事は些細なものになりますが、公共交通機関について勉強をやり直し、会長という役を務めさせて頂きたいと思っております。微力ではございますが、皆様方にはご協力を頂きたいと思っておりますので宜しくお願い致します。以上簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

なお、引き続き、群馬県ハイヤー協会の今井会長を事務局長に指名させていただきますので、宜しくお願い致します。

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務）～

それでは今井事務局長より一言ご挨拶をお願い致します。

～今井事務局長（群馬県ハイヤー協会会長）～

ただいま事務局長という事で、御指名を頂きました今井でございます。前回同様宜しくお願い致します。今般、施行されました法律でございますけれども、今までと同様タクシー事業をどの様に活性化させようとするものだと思っております。本日は、今まで取り組んできた事を検証する事をお願いすると共に、今後の取り組みについてご議論を頂く事となりますが、本協議会は今まで通り、地域計画の主体となるものでございます。計画実施に関わる関係者間の連絡強制を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化、活性化これを推進する上で、中心的な役割を担うものと認識しております。

また、地域の多様な関係者の方、積極的にこの協議会に参加をして頂きまして、タクシ

一事業の適正化・活性化に関する取り組みを総合的かつ一体的に行っていく事が記載されておりますので、ぜひこの協議会にメンバーの皆様から色々なご意見・アイデアを頂きましてタクシー事業の適正化・活性化の取り組みを行っていきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願い致します。

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務）～

それでは早速議事に入らせて頂きますが、これからの進行は、会長にお任せ致します。大島会長よろしくようお願い申し上げます。

4. 議事

～大島会長～

それでは、議事に入ります。

冒頭で事務局から説明がありましたように、改正法の施行に伴い、本日は、『議事次第』にありますとおり、地域計画について、タクシー事業の現状について、タクシー事業の適正化と活性化に係る取り組みの状況について、公定幅運賃の範囲の指定に関する意見書の提出についての順に議事を進行いたします。では、第1の議題であります、「地域計画」につきまして事務局から説明をお願いします。

(1) 地域計画について

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務）【参考資料5】のとおり説明～

各交通圏の協議会において改正前に策定しました「地域計画」、中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会地域計画 平成22年3月17日策定。東毛交通圏タクシー特定地域協議会地域計画 平成22年3月17日策定。につきましては、「準特定地域計画」と致します。今後におきまして、本計画をもとに協議を進めて参りたいと考えます。よろしく申し上げます。

～大島会長～

事務局からの説明でしたが、策定した地域計画を「準特定地域計画」とし、今後本計画をベースに改正された基本方針に沿った形で進めて参りたいと考えます。本議案につきまして、意見等ありましたらお願いします。

「意見なし」

～大島会長～

意見等もないようですので、本日は、みなし規定により、準特定地域計画となったということの確認をしたということで、今後改正された基本方針に沿って改正の必要性等を協議して参りたいと思います。次に議題2の『タクシー事業の現状』と議題3の『タクシー

事業の適正化と活性化に係る取り組みの状況について』に参ります。こちらについては、旧事務局である群馬運輸支局より説明をお願いします。

(2) タクシー事業の現状について

(3) タクシー事業の適正化と活性化に係る取り組みの状況について

～細野運輸企画専門官 (群馬運輸支局)【資料3】【資料4】のとおり説明～

～大島会長～

ありがとうございました。オブザーバーとしての運輸支局より、議題(2)タクシー事業の現状及び(3)『タクシー事業の適正化と活性化に係るこれまでの取組み』につきまして、特別措置法が施行後となったため『いままでの取組の総括』としての説明がありました。委員の皆様におかれまして、身近な公共交通機関としてのタクシーにつきまして、ご意見・ご質問等ありますればお伺いしたいと思います。如何でしょうか。

～群馬県ハイヤー協会 吉本西毛支部長～

西毛地区と致しまして、富岡製糸場が世界遺産を目指しております。それに伴い、観光ルートタクシーを運行する認可を頂きました。しかし、平成26年4月1日より富岡製糸場は入場制限になるという発表がございました。こうなりますと、お客様を富岡製糸場までお乗せし、入場制限の為入れないという事態が起きてしまいます。現在、高崎市の観光課を通しまして富岡市へお話をさせて頂いていますが理解を得られていない状況となっております。もし、協議会出席者の中に関係者の方がいらっしゃいましたら、後押しして頂けますと非常に助かりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

～大島会長～

公共交通機関というのは、良い状態になってきている時に、色々な支障が出てきています。先程、意見が出されました富岡製糸場についても1つの例であると思われます。協力出来る方がいらっしゃれば、ぜひとも宜しくお願い致します。他は如何でしょうか。

～大島会長～

今後とも、タクシーが地域公共交通としての役割は益々高まるものと思います。地域の状況に応じ、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分発揮できるよう、地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、もって地域における交通の健全な発達を目指し、委員の皆様には、引き続き、協議会におきまして、積極的なご意見等を頂ければと思います。また、そのような中においてこの協議会が有効に運営され、地域のタクシーが地域公共交通機関として頑張る頂き、地域におけるタクシーの位置づ

けやタクシーの果たすべき役割について、タクシー事業を巡る現状分析及びこれらを踏まえた取組の方向性等につきまして引き続き協議して参りたいと考えます。どうぞよろしくお願い致します。

引き続き適正化を進めることを前提に、活性化についても力を入れて行きたいと考えます。この両輪で目標に向かって更なる推進を図るということでございます。なお、活性化方策については、現在取り組んでいる事項については更なる深度化を図って頂いたり、また、新たな事項に取り組んで頂いたり、また、地域計画にない新たなメニューを検討していくこと等が重要かと思えます

それでは、次の議題4の『公定幅運賃の指定に関する意見書の提出について』、事務局から説明をお願いします。

(4) 公定幅運賃の範囲の指定に関する意見書の提出について(報告)

～事務局(群馬県ハイヤー協会 小島専務)～

資料5をご覧ください。平成26年2月6付けで、関東運輸局から各交通圏の協議会に対しまして、協議会としての意見の提出の文書が到着しました。

これに対し、本来は2月17日の協議会でご意見を伺う予定でしたが、協議会を本日に延期したため、文書にて意見を確認させて頂いたところです。頂いたご意見については、資料6にて事務局より後ほど報告・御説明をさせていただきます。

それではまず、この公定幅運賃の制度及び今回意見を求められた内容等につきまして、あらためて運輸支局から説明をお願いしたいと思います。

～藤澤運輸企画専門官(群馬運輸支局)【資料5】公定幅運賃について説明～

～大島会長～

ありがとうございました。今回文書でお諮りしました内容をとりまとめ、関東運輸局へ回答しました意見につきまして、事務局より報告をお願いします。

また、各協議会からの意見をもとに、関東運輸局が平成26年2月28日付けで公定幅運賃及び自動認可運賃について公示しましたので、併せて御説明をお願いします。

～事務局(群馬県ハイヤー協会 小島専務)【資料6】運賃の範囲の指定に関する意見書の提出について説明～

～藤澤運輸企画専門官(群馬運輸支局)～

【資料7】公定幅運賃及び自動認可運賃の公示について説明～

～大島会長～

それでは、これをもって本日予定の議事は終了ですが、その他として何か議事としてありましたらお願い致します。

～今井事務局長（群馬県ハイヤー協会長）～

群馬県ハイヤー協会として、本日皆様にお諮りしたい事項があります。先程文書協議とされ、意見を提出した公定幅運賃について、時間制運賃の加算時間30分単位の運賃のほかに、「10分単位の運賃設定」を意見として提出したいと思います。これは、前回文書協議時に失念していたものであり、中・西毛交通圏及び東毛交通圏において、現在10分単位の運賃を設定している事業者がいたことから、引き続き10分単位の設定をすることが予測されるためです。

～大島会長～

ただ今、群馬県ハイヤー協会より「時間制の加算時間を10分単位の運賃設定が必要である」旨を意見として国に提出したいとの意見がございましたが、これについて、群馬運輸支局から制度等について補足をお願いします。

～服部首席運輸企画専門官（群馬運輸支局）～

説明をさせていただきます。群馬の運賃につきましてA地区(東毛・中西毛)・B地区(北毛)という2つの運賃になっております。そのA地区の運賃を使用するエリアが「公定幅運賃」に変更となりました。B地区の運賃を使用するエリアについては「自動認可運賃」を使用しております。この事につきましては、【資料7】2ページ3ページに記載されております。

また、資料7の20・21ページに、「水戸県央、県南、県西及び県北交通圏の運賃の範囲」が掲載されており、「2．タクシー（加算時間短縮）」が設定されております。意見書が提出され、公定幅運賃が見直されるとこの様な形となります。なお、それぞれの事業者が30分単位、10分単位を選択することとなります。

～大島会長～

今提案された意見以外に公定幅運賃に関する意見はございますか。

～食とみどり、水を守る群馬県民会議 坂本議長～

今回、消費税増税に合わせて運賃の改定を行うという事でございますが、以前タクシーの運賃改定を行った際にタクシー乗務員の待遇改善を行うという事で改定を了承致しました。

今回の公定幅運賃について、タクシーに乗車する際、利用者は運賃の事が分かりません。事業者によって、料金が異なってくると信頼を損なうのではないのでしょうか。利用者に対し、料金はこうになりますという様な周知をさせるべきではないのでしょうか。

また、時間制運賃に関しまして、各事業者足並みを揃えては頂けないでしょうか。

～今井事務局長（群馬県ハイヤー協会長）～

運賃改定についてですが、タクシーの車両自体に新運賃ステッカーを貼らせて頂きます。また、車内のヘッドレスト部分に料金表を表示させて頂いております。

～大島会長～

駅前に運賃の目安が出ている所もあります。こういったものを群馬県内広げていけると良いですね。

～食とみどり、水を守る群馬県民会議 坂本議長～

ドライバーの方にお願したい事がございます。以前乗車した時と料金に変更になっていると思います。特に高齢者については料金が改定された事ではなく、料金そのものが目に入ってしまうので、ドライバーの方には利用者に聞かれた際にしっかりと説明をして頂きたいと思います。

～大島会長～

ただいまの意見を補足させて頂きますと、タクシードライバーの高年齢化が進んでいます。現状、おもてなしをする事が良いとされておりますので利用者の方とコミュニケーションを取るなどしていくと良いのではないのでしょうか。

～全国自動車交通労働組合全自交群馬地方連合会 柏木執行委員長～

車内に料金を掲示するという事でしたが、利用者に車内で確認させるのではなくハイヤー協会の方で、広告等出す事はできないのでしょうか。

また、ドライバーの方が説明出来る様に講習や指導を行うといった事も出来ないのでしょうか。特に高齢者の方は乗車する前では、認識する事が出来ないと思われます。時間制運賃についてですが、以前にもトラブルがあった事があります。10分単位で行って頂いた方が利用者にも優しいと思われます。

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務）～

運賃改定になった時は、国から掲示をして下さいという通知が出ております。運賃改定になった時には必ずタクシー乗り場や営業所に掲示は行っております。

～大島会長～

JRの運賃についてですが、新聞に紹介されていると思います。タクシー業界もマスコミ媒体を利用するなどすると良いのではないのでしょうか。

その他に何かご意見はないでしょうか。それでは、その他に無ければ、時間制の加算時間を10分単位の運賃設定にする意見を、中・西毛交通圏及び東毛交通圏の準特定地域協議会の意見として、関東運輸局長へ提出することとします。

～今井事務局長（群馬県ハイヤー協会長）～

次回の協議会については、また改めましてご連絡差し上げたいと思いますので、宜しくお願い致します。

～大島会長～

活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。それでは、議事進行を事務局にお返しします。

～事務局（群馬県ハイヤー協会 小島専務）～

大島会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、改正法施行後の第1回中・西毛交通圏タクシー準特定地域協議会、東毛交通圏タクシー準特定地域協議会の合同会議を閉会致します。本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂き、また熱心なご議論を頂き、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。今後ともよろしく願います。

本日は、誠にありがとうございました。